

# 足立区小規模物品購入契約希望者登録の申請をされる方へ

## 小規模物品購入契約希望者登録制度について

- 1 この制度は、区の入札参加資格審査(いわゆる入札参加資格者名簿登録)を受けていない方でも、「小額で内容が軽易な契約」の受注等を希望する方を登録し、区が発注する物品購入の契約のうち小規模なものにおいて積極的に業者選定の対象とすることにより、区内業者の受注機会の拡大を図り、区内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- 2 小規模物品購入の範囲は、各所属等で行う小規模な物品購入のうち、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件の契約予定金額が30万円未満のものです。
- 3 原則として複数の業者での見積合わせ(随意契約)により、最低価格を提示した方と契約することになります。  
なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、必ず発注課まで連絡(電話またはファックス可)し、見積辞退届の提出にご協力ください。
- 4 受注者は、足立区契約事務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- 5 いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら受注できる範囲の業種(最大3業種)で登録してください。

※この制度は、指名や契約を保証するものではありません。

## 1 登録できる方・できない方

### 1 登録できる方

足立区内に本店の法人登記がある方。個人事業者の場合は、区内に住所を有する方。経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は除かれます。

### 2 登録できない方

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することができません。

- (1) 足立区内に本店または住所を有しない方
- (2) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの「足立区物品買入れ等競争入札参加資格者名簿」に登録されている方

※「足立区建設工事等競争入札参加資格者名簿」のみに登録されている方は登録可能。

- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- (5) 暴力団員等（足立区小規模契約希望者登録要綱第3条2項（4）に該当する方）
- (6) 本区の契約の相手方として不適当と認められる方

## 2 登録申請

申請は、随時、受け付けています。

1 登録を希望する方は、次の書類を提出してください。

(1) 足立区小規模契約希望者登録申請書(小規模物品購入)

申請書裏面および記載例を参考にして記入してください。

「会社の特色」の欄は、業者選定の参考にさせていただきますので、これまでの請負実績や得意業務など、PRしたいことを自由に記入してください。

(2) 法人事業者及び商号登記を行なっている個人事業者は履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

商号登記を行なっていない個人事業者は代表者の氏名と住所が確認できる住民票の写し

いずれも申請日の3か月以内に発行されたものを添付してください。

(3) 営業種目別表

登録できる営業種目は3種目以内です。

(4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

証明書類が必要な業種は、「営業種目一覧表」で確認してください。

◆申請書と営業種目別表は、契約課（区役所本庁舎南館11階）で配布しています。

または、区ホームページから『小規模契約』で検索してダウンロードしてください。

◆登録申請書の受領後、記載内容について添付書類により確認が困難な場合は、別途、指定する書類の提出を求める場合があります。

2 提出は、郵送または契約課窓口にご持参ください。

郵送の場合は、申請受理後に区より受付確認書類を送付します。「切手を貼った返信用封筒」を同封してください。

## 3 募集受付及び名簿の有効期間

<随時募集>

令和5年3月16日以降は随時、登録申請を受け付けます。有効期間は次のようになります。

(1) 申請が正式に受理された日が、受理した月の1日から15日の場合

受理した月の翌月1日から令和8年3月31日

(2) 16日から月末日の場合

受理した月の翌々月1日から令和8年3月31日

## 4 名簿に登録されると

小規模物品購入契約希望者登録名簿は区役所内の各所属に公開します。

各所属は、小規模な物品購入契約の業者選定の参考資料として活用します。

また、契約制度の透明性確保のため、閲覧等で一般にも公開します。

※ ただし、この名簿に登載されても指名や契約を保証するものではありません。

## 5 登録事項の変更等

登録事項に変更があった時、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの「足立区物品買入れ等競争入札参加資格者名簿」に登録された時、または事業を廃止した時は、「足立区小規模契約希望者登録変更・廃止届」を提出してください。

## 6 登録の取り消し

登録名簿に登載されている方が次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

(1) 1登録できる方・できない方の2登録できない方に該当するようになった場合

(2) 倒産または破産した場合

(3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正または不誠実な行為があった場合

## 7 契約すると

契約締結後の辞退はできませんのでご注意ください。

## 8 契約代金の支払

納品後の検査に合格後(手直しがあつた場合はその完了後)、請求に基づき支払います。

なお、本区に口座登録を行っていない方は、契約締結後に別途、口座登録をする必要があります。

※前払金や部分払金の請求はできません。

足立区総務部契約課物品契約係（区役所本庁舎南館 1 1 階）

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

直通電話番号：3880-5833

代表電話番号：3880-5111（代）内線1451～3

ファクス：3880-5796

Eメール：[keiyaku@city.adachi.tokyo.jp](mailto:keiyaku@city.adachi.tokyo.jp)